

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

申立人本人、弁護人山本謹吾、同馬屋原成男、同岡崎耕三の抗告の趣意第一点のうち、刑法二六条の二第二号が憲法三九条に違反するという点は、当裁判所昭和四一年（し）第五九号同四二年三月八日大法廷決定（刑集二一巻二号四二三頁）の趣旨に照らし、その理由のないことが明らかであり、その余の違憲をいう点は、実質は単なる法令違反の主張にすぎず、判例違反をいう点は、所論引用の各判例は本件とは事案を異にし適切でなく、同第二点は、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

弁護人笠原喜四郎の抗告の趣旨は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年一二月二日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大 塚 喜一郎
裁判官	岡 原 昌 男
裁判官	小 川 信 雄
裁判官	吉 田 豊